

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

2025

4

April

特集

制度創設30周年を経た主任児童委員活動の 現状と今後の活動推進に向けて

- 〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第11回

民生委員・児童委員の活動継続・定着に向けた
関係機関への効果的かつ適切なつなぎ方
広島県 福山市連合民生・児童委員協議会 第4区民生児童委員協議会

- 情報室

令和5年度の民生委員・児童委員数および活動状況
～福祉行政報告例の公表～

- 知っておきたいハラスメント

民生委員・児童委員活動におけるカスタマーハラスメント

特集

制度創設30周年

を経た

主任児童委員活動の
現状と今後の活動推進に向けて

令和6（2024）年1月に主任児童委員制度が30周年を迎えました。

全民児連では、令和5（2023）年度から主任児童委員制度・活動のあり方の検討をすすめており、令和6年3月に中間報告として検討・整理した内容を

とりまとめました。今般、中間報告での提言を実行性のあるものとするため、『制度創

設30年を迎えた主任児童委員活動の現状と今後の活動推進に向けて（最終報告）』（以下、最終報告）をとりまとめましたので、その内容を概説します。

I
はじめに

主任児童委員制度は令和6年1月に創設30周年を迎えました。この間、少子化の進行、児童虐待問題の深刻化、いじめや不登校、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況をふまえ、全民児連・児童委員活動推進部会（以下、部会）は、令和5年度に具体的な検討作業のための委員会を設置し、主任児童委員制度と活動のあり方について検討を重ねてきました。部会では、平成26年度に検討・整理して公表した「児童委員協議会活動の充実のために」20周年を迎えた主任児童委員活動の現状を踏まえて「以降の子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化と主任児童委員の制度と活動を振り返り、活動の現状と課題の整理を行いました。」

一方、国においては、令和5年4月、こども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が本格的に動き出しています。こども家庭庁は、すべての子

どもたちの権利が保障され、一人ひとりが希望をもって成長できる社会をめざし、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先する政策を推進しています。

部会では、こども家庭庁の発足とこどもまんなか社会の実現に向けた施策の動きをふまえ、主任児童委員制度の意義と役割をあらためて見つめ直し、今後の活動の方向性を示すため、令和5年度に検討・整理した内容を中間報告としてとりまとめました。中間報告では、主任児童委員の現状、民児協内の課題、制度・運用における課題などを整理し、課題解決に向けた方向性を示しました。

「中間報告における
取り組みポイントの提示」①都道府県・指定都市、市区町村
民児協段階（共通）

- ・課題共有や意見交換等の場づくり
- ・研修、支え合いの場づくり

- ・その他活動に関する組織的支援

②単位民児協段階

- ・行政や教育機関、地域との連携
- ・その他活動に関する組織的支援

今回、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実をめざし、中間報告の内容をふまえ、今後のより具体的な活動推進策を提示するためにとりまとめたのが最終報告です。

II
最終報告の概要

最終報告は、令和7年3月に都道府県・指定都市民児協を通じて全国の民生委員・児童委員に送付しており、全民児連のホームページにも掲載しておりますので、内容については送付される現物が全

〈報告書の構成〉

- I. こども家庭施策における児童委員活動と主任児童委員の役割
- II. 主任児童委員活動の環境整備となりて確保
- III. 地域ぐるみの子ども・子育て支援に向けて
- IV. 民児協での対応が期待される今後の取り組み
- V. 一人ひとりの主任児童委員活動の今後に向けて

制度創設30年を経た主任児童委員の
さらなる活動推進に向けて（最終報告）

民児連ホームページよりダウンロードしてご確認ください。本特集では5つの章立てになっている最終報告の一部概要を紹介します。

1. 制度・運用上の課題と対応

主任児童委員活動のさらなる充実・強化には、当事者である児童委員、主任児童委員では解決できない制度・運用上の課題への対応も必要です。具体的には次のようなものが指摘されています。これらの課題については、今後の対応に向けて国や行政に働きかけを行う必要があります。

《制度・運用上の課題》

年齢要件 意欲ある場合も退任せざるを得ない、新たな「なりて」確保の苦労

配置基準 全国一律の基準に基づく配置人数と活動量等との不整合

選任方法 民生委員・児童委員である主任児童委員を適切に選任できる仕組みの必要性

学びの場の確保 主任児童委員の力量向上のための研修機会が少ない

① 年齢要件

主任児童委員選任要領では、「原則として55歳未満の者を選任する」とされていますが、「地域の実情をふまえた弾力的な運用」を行うことができるようになっていきます。

しかし、「原則として55歳未満」による弾力的な運用の解釈は地域によって大きく異なっています。現状、多くの自治体では、年齢要件の一部緩和を実施しており、地域によっては広い年齢幅で選任されています。

なお、年齢要件の一部緩和については、高齢の児童委員、主任児童委員に対して、価値観等の世代間ギャップを危惧する声もあります。しかし、委員活動は組織で行いますので、必要に応じて歳の近い委員が対応するなど、柔軟な対応も可能です。今後も、常に子ども・子育て世帯に寄り添った活動に取り組み、活動の意義を示していくことが求められます。

② 配置基準

主任児童委員は、民生委員・児童委員と異なり、担当地域の人口規模に関わらず、民児協規模に応じた全国一律の配置基準となつて



います。地域の状況によっては主任児童委員の過重な負担になっているなどの課題があります。

ただし、配置基準についても、「地域の実情をふまえた弾力的な運用」を行うことが可能です。

現在でも、市町村の判断で、小学校にあわせて増配置をする等、地域の実情にあわせ主任児童委員の配置基準の定数を超えた配置をしている例もあります。まずは、それぞれの地域で主任児童委員の配置基準についての現状を振り返ることが必要です。

③ 選任方法

主任児童委員活動の充実、児童委員と主任児童委員の連携強化のためには、民生委員活動に理解がある主任児童委員の選任が重要で

す。「主任児童委員は児童委員のうちから指名することとされていますが、今後の対応としては、都道府県・指定都市に対し、主任児童委員の選任要件を明確化するよう働きかけることや、地域の実情に合った選任要領の解釈や取扱いの徹底を求めるといったことが考えられます。

④ 学びの場の確保

主任児童委員に対する研修のあり方も課題です。主任児童委員の役割や活動内容に関する理解の度合いは、民児協や主任児童委員本人によって格差があり、身近な地域で必要な知識、力量を身につけられる機会の確保が必要です。

民生委員・児童委員と比べ主任児童委員の数が少ないため、民児協によっては、主任児童委員だけを対象にした研修会が少ないという現状があります。

学びの場の確保は、主任児童委員の仲間づくりの観点からも重要ですし、主任児童委員のモチベーション・活動の質向上にもつながります。主任児童委員の多くは就業していることもあり、研修内容によっては、時間の融通が利くようICTの活用を検討することも

必要です。

2. 地域ぐるみの子ども・子育て支援に向けて

《取り組みのポイント》

① 連携強化・構築に向けた主任児童委員の役割

主任児童委員は、児童福祉法に基づき、学校、保育所、こども家庭センターなど多様な関係機関と連携し、児童委員の活動を支援する役割を担っています。特に、学校との連携ではコミュニティ・スクール（ＣＳ）への参加がすすむ一方、関係構築の難しさを感じる主任児童委員も多く、情報共有や地区民児協との協力が有効です。また、保育所等との関係強化には、子育てサロン参加者と保育所等をつなぐことなども可能で、主任児童委員と保育所等との関係構築の取り組みになります。こうした取り組みは、子育て世帯の地域での切れ目ない支援にもつながります。

② こども家庭センターとの協力的体制の構築

こども家庭センターの設置がすすむなか、そこに配置されている相談員や保健師などの専門職との

連携もポイントになります。専門職であっても主任児童委員の役割を理解していないことがあり、たとえば守秘義務が課せられていることを知らず活動に支障が出るケースもあります。定期的な情報共有が子ども・子育て家庭への支援の質を高めることを意識し、研修会や定例会を通じた関係構築が必要です。

③ 地域住民との子ども・子育て支援の促進

通学路の見守りや子ども食堂などの主任児童委員の活動を通じて地域住民との信頼関係を築き、協力を得ながら、子ども・子育て家庭を地域ぐるみで支える体制を構築することが期待されています。子育て、子育てを応援する地域づくりの活動は、新たな居場所づくりや多世代交流、仲間づくりに、子どもたちの成長の喜びは、地域共生社会の実現に寄与します。

3. 単位民児協において期待される今後の取り組み

① 定例会等の組織運営の工夫

定例会等の組織運営と児童委員の活動について振り返り、さらなる充実をめざす視点が重要です。

民児協会長を中心に民児協内の連携と役割分担、児童委員協議会の運営方法について具体的に協議しましょう。

② 関係機関や団体とのネットワークの強化・拡大

すべての子どもと家庭を対象に、身近な相談・支援の拠点となるこども家庭センターの設置が、全国の自治体ですめられています。こども家庭センターには、保健・福祉・教育機関、ＮＰＯ等と連携し、支援をコーディネートする機能があり、地域共生社会の実現に向けた重要な拠点にもなります。こども家庭センターを拠点とした他機関との連携・協働における児童委員活動を通じて、民生委員・児童委員制度・活動の理解促進を図るとともに、関係機関や団体とのネットワークの強化・拡大を図ることが重要です。

③ 取り組みの振り返りと改善に向けた記録の活用

会議録や活動記録を整理し、次の取り組みに活かすことは重要です。その際は、特に課題となったことと改善のための工夫、協力機関や団体、地域の資源などを具体的にかつ簡潔にまとめるようにし

ます。

《主任児童委員の活動を支える体制づくり》

① 主任児童委員に関する組織的な共通理解

児童委員活動を展開するうえで、区域担当の児童委員と主任児童委員との連携は欠かせません。今後の取り組みに向けて、単位民児協内で共通認識を得るための学びの機会とともに、児童委員協議会の運営や児童委員活動をすすめるための役割分担や協働について話し合うことが大切です。

② 単位民児協会長による主任児童委員活動への理解

単位民児協の会長の理解による区域担当児童委員と主任児童委員との連携強化に向けた取り組みが必要です。民児協内での主任児童委員の活動内容の周知・共有を行い、主任児童委員との「コミュニケーション」を積極的に図り、組織的な活動をすすめていくことが必要です。

③ 委員活動と就業との両立支援

行政や関係機関の理解と協力も得ながら、委員活動と就業との両立支援が求められます。就業先への理解に向けた働きかけとともに、

特集 制度創設30周年を経た主任児童委員活動の現状と今後の活動推進に向けて

単位民児協においても、定例会の開催時間の配慮、リモート会議やSNSなどのICTの活用など、組織的な支援体制づくりが必要です。

④ 新任主任児童委員への支援

単位民児協として、新任の主任児童委員に対する活動の引継ぎやサポートについての仕組みをつくっておくことが活動の継続・定着につながります。

引継ぎの際には、単位民児協の役員も同席するなど、民児協として主任児童委員の活動を把握し、つないでいく姿勢が求められます。

《なりて確保に向けた取り組み》

① 主任児童委員活動の積極的なPR

他機関との協働において、お互いの関係をつくるためには相手のことを知るとともに自分のことを知ってもらうことが大切です。そのためには、役割や活動の正しい理解に向けて主任児童委員自らによる積極的なPRが不可欠です。

② 役職のネットワークを活用

主任児童委員の多くは、「学校の評議員」「地区社協の役員」「自治会の役員」等、地域のさまざま

な役職を受けています。児童委員（主任児童委員）のなりて確保については、そうした主任児童委員の兼務している役職のネットワークを積極的に有効活用して活動の魅力を伝え、地域の人材へアプローチする視点も重要です。

4. 連合民児協において期待される今後の取り組み

① 主任児童委員としての役割の再確認と研修機能の強化

主任児童委員自身の「児童委員を兼ねつつ、地域全体の子ども家庭支援のネットワークづくりを担う」という本質的な役割の自覚・理解と意欲の向上につながるよう研修会等で働きかけを行うことが必要です。

また、連合民児協の広域性と主任児童委員同士の交流の機会を活かした研修を企画・実施し、その学びを主任児童委員や単位民児協の活動の充実につなげることが求められます。

② 主任児童委員の支えあいの場づくりと児童委員との連携強化

主任児童委員は配置数が少ないため、連合民児協の広域段階で、

情報交換・意見交換、仲間づくり、支え合いの場づくりを定期的に継続して実施することが重要です。

各都道府県・指定都市民児協会長会（定例会）において、主任児童委員を参画させ、子ども・子育て家庭、学校などの状況や課題と対応について共有し、児童委員協議会として組織的な対応を図りましょう。

③ 単位民児協への支援

連合民児協としての活動強化方を策定し、単位民児協と連携して計画的かつ積極的な児童委員活動を行うことにより、単位民児協の組織的な活動の強化支援を行う必要があります。

これらの他に、広報活動や行政への意見具申や要望活動があります。民児協が連合民児協を含めた重層的な組織となっている利点を生かしたサポートの強化が大切です。

Ⅲ 最後に

創設から30周年を経た主任児童委員制度への子どもと子育て家庭を取り巻く課題解決への期待は高まっています。主任児童委員を含めたすべての委員は、「地域の身近なおとな」として、子どもの声を聴き、関係機関との連携を強化することが求められます。今後は、地域全体で子どもと子育て家庭を支援する視点をもち、主任児童委員は児童委員との連携を深め、地域づくりにも積極的に関わるのが重要になります。制度の課題解決と並行して、民児協が主体となり、研修の充実や支え合いの場づくりを通じて、組織全体で活動を推進していくことが、今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化につながるといえます。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

① 民児協での児童委員協議会の役割や機能を振り返りましょう。

② 児童委員と主任児童委員の連携をより深める取り組みを考えてみましょう。

なりて**確保と定着**に向けた
取り組みを考える

第11回

民生委員・児童委員の

活動継続・定着に向けた関係機関への
効果的かつ適切なつなぎ方広島県福山市連合民生・児童委員協議会
第4区民生児童委員協議会会長 佐藤裕幸

第4区民児協の概要

広島県福山市（以下、本市）では、市内に34の民児協があり、第4区民児協（以下、本民児協）は、民生委員・児童委員（以下、民生委員）数が24人（うち、主任児童委員は2人）で欠員は1人です（令和7年1月1日現在）。

「つなぐ」ことに関する悩み

市内の民生委員が抱える悩みの一つに、委員活動の基本でもある「つなぐ」ことに関する課題があります。本民児協においても、とくに、新任委員は「つなぎ先がわからない（把握できていない）」「どのように関係機関につないだら良いか不明」といった声があがっています。

一方、新任委員に限らず、ベテランの委員においても、複合的な課題

や援助が困難な世帯等への支援では「つなぎ先が間違っていないか不安」といった声なども聞かれます。

その他、高齢者関係では比較的、地域包括支援センターとの関係ができていますが、それ以外の関係機関と「相談しやすい関係をつくる機会がない」との課題も感じています。

「つなぐ」うえでのポイント

前述のような悩みを解決できずにいると心理的な負担が大きくなり、最悪、民生委員を辞めたいと考えることにつながってしまいます。できる限り活動継続が可能となるよう、本民児協内では次のような対応を心がけることとしています。

「つなぎ先の明確化や共有化」

「つなぎ先がわからない（把握できていない）」という悩みについては、毎月の定例会で提供される支援制度の情報等が掲載された配布物を分野ごとにファイリングするなどし、適宜、各委員が内容を把握・整理できるように促しています。一度に関係機関を覚えきることは難しいので、まずは支援制度を少しずつ覚えていき、その支援制度に関する窓口（つなぎ先）がどこかを順次確認していくことが有効と考えています。

「つなぐ際の効果的な方法」

「どのように関係機関につないだら良いかが不明」という悩みについては、悩んだらまずは先輩委員や会長に相談することを促しています。とくに、初めてつなぐ関係機関においては、先輩委員や会長があらかじめ関係機関に連絡しておき、民生委員がつなぎやすいよう、橋渡し（紹介）をしておくことも有効です。

また、悩ましい複合的な課題等においては、主要となる課題は何かを確認しておくのがおすすです。できれば、複合的な課題を分野ごとに細分化し、それに基づく適切なつなぎ先の検討がのぞましいと思います。が、なかなか難しい対応ですので、

「主となる課題に対する支援制度は何か」「その窓口（つなぎ先）はどこか」を確認することが有効です。

「つなぎ先との関係構築」

相談しやすい関係づくりについては、基本的には会長が事前につなぎ先との関係づくりを行い、先述のように、つなぎ先に橋渡し（紹介）してもらったことが有効であり、そのための働きかけを始めましょう。

より良い関係づくりに向けては、たとえば、毎月の定例会で関係機関を招き、事例検討や意見交換等ができる機会があるだけでもより関係づくりの一步になるかと思えます。民児協の一員として、会長や事務局に提案してみるのはいかがでしょうか。

適切に「つなぐ」ために

最後に「つなぐ」ことは、住民の立場に立つて課題を適切に把握することと考えています。情報は多ければよりつなぎやすくなるかと思えますが、民生委員は専門家ではありませんので、無理にすべてを把握しようとしなくても良いと考えます。一人で抱えこまず、まずは民児協内、そして関係機関につないでいくことを意識することが大切です。



令和5年度の民生委員・児童委員数 および活動状況 （福祉行政報告例の公表）

民生委員・児童委員数の現状

令和7（2025）年2月、厚生労働省は、「令和5年度福祉行政報告例」を公表しました。

令和5（2023）年度末における民生委員・児童委員（以下、民生委員）数は22万8573人であり、前年度に比べ1147人（0.5%）増加しました。

なお、令和4年12月一斉改選直後の22万5356人と比べ3200人超の民生委員が増えたこととなり、充足率は、令和4年12月時点が93.7%、令和4年度末時点が94.5%、そして今回が95%と、改選直後よりもおよそ1.3%増加しています。

民生委員の活動状況

令和5年度中の民生委員の活動状況（表1）を見ると、「1. 相談・支援件数」は約479万件で、前年度に比べ約12万件（2.4%）減、「3. 訪問・連絡活動回数」は約3321万件で、前年度に比べ約8万回（0.2%）減少しています。

一方、「2. その他の活動件数」は約2241万件で、前年度に比べ約124万件（5.9%）増、「4. 連絡調整回数」は約1625万回で、前年度に比べ約9万9千回（0.6%）増、「5. 年間活動日数」は約2709万8千日で、前年度に比べ約46万1千日（1.7%）増加しました。

内容別相談・支援件数（表2）を見ると、総数は既述のとおり前年度に比べ約12万件（2.4%）減となり、14項目中8項目が減少という結果になっています。そのうち最も減少したのは、やむを得ず日常生活に関する相談・支援を行った「(13) 日常的な支援」で約11万6千件（8.7%）減でした。

一方、増加した項目のうち、「(4) 子育て・母子保育」が3.7%、「(5) 子どもの地域生活」が4.1%、「(6) 子どもの教育・学校生活」が5.3%と、いずれも増加しています。なお、令和2・3年度と比べてもいずれも増加していることから、子ども・子育て全般に関して民生委員への相談・支援ニーズが増加傾向にあると推察されます。

表1 令和5年度の民生委員・児童委員の活動実績

※福祉行政報告例をもとに全民児連が作成

	令和5年度	令和4年度	対前年度増減数	対前年度増減比(%)
民生委員・児童委員の実数(人)	228,573	227,426	1,147	0.5
1. 相談・支援件数(件)	4,793,332	4,913,501	▲120,169	▲2.4
(参考) 委員一人あたりの相談・支援件数	21.0	21.6	▲0.6	▲2.8
2. その他の活動件数(件)	22,411,554	21,169,009	1,242,545	5.9
(参考) 委員一人あたりのその他の活動件数(件)	98.0	93.1	5.0	5.4
3. 訪問・連絡活動回数(回)	33,209,666	33,289,774	▲80,108	▲0.2
(参考) 委員一人あたりの訪問・連絡回数(回)	145.3	146.4	▲1.1	▲0.7
4. 連絡調整回数(回)	16,250,384	16,150,717	99,667	0.6
(参考) 委員一人あたりの連絡調整回数(回)	71.1	71.0	0.1	0.1
5. 年間活動日数合計(日)	27,098,114	26,636,434	461,680	1.7
(参考) 委員一人あたりの活動日数(日)	118.6	117.1	1.4	1.2

(小数点以下第2位を四捨五入して計算)

表2 内容別相談・件数

※福祉行政報告例をもとに全民児連が作成

単位: 件

項目	総数	(1) 在宅福祉	(2) 介護保険	(3)健康・ 保健・医療	(4)子育て・ 母子保健	(5)子どもの 地域生活	(6)子どもの 教育・学校生活	(7) 生活費
令和5年度	4,793,332	308,589	132,536	309,208	120,335	451,081	270,052	88,108
令和4年度	4,913,501	308,624	130,568	329,478	116,058	433,288	256,352	92,521
対増減	▲120,169 (▲2.4%)	▲35 (▲0.0%)	1,968 (+1.5%)	▲20,270 (▲6.2%)	4,277 (+3.7%)	17,793 (+4.1%)	13,700 (+5.3%)	▲4,413 (▲4.8%)

項目	(8) 年金・保険	(9) 仕事	(10) 家族関係	(11) 住居	(12) 生活環境	(13)日常的 な支援	(14) その他
令和5年度	21,354	29,556	124,957	73,872	239,725	1,220,450	1,403,509
令和4年度	22,882	30,859	131,822	76,894	244,241	1,336,701	1,403,213
対増減	▲1,528 (▲6.7%)	▲1,303 (▲4.2%)	▲6,865 (▲5.2%)	▲3,022 (▲3.9%)	▲4,516 (▲1.9%)	▲116,251 (▲8.7%)	296 (+0.0%)

(小数点以下第2位を四捨五入して計算)

詳細は、政府統計のポータルサイト(e-stat)にて公開されている「福祉行政報告例」(二次元コード参照)をご覧ください。





民生委員・児童委員活動における カスタマーハラスメント

東京都福祉人材センター 登録派遣講師 小嶋 洋昭 氏

カスタマーハラスメントの実態

昨今、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）という言葉を目にしますが、カスハラとは「顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい行為」を指し、企業や組織、その従業員等に被害が及んでいる実態があります。

厚生労働省が令和2年10月に行った職場のハラスメントに関する実態調査をみると、過去3年間のハラスメント種類別相談件数において、カスハラは、パワハラやセクハラに次ぐ相談件数であり、その推移をみると、カスハラのみ件数が増加しているといった結果がわかっています。

上述のとおり、カスハラは、主に企業や組織、その従業員等が悪質な顧客から被害を受けることを指していますので、一見、民生委員・児童委員（以下、民生委員）には関係ないのではと思いますが、たとえば、地域住民やその家族からの理不尽な要求や悪質と思

われるクレームを受ける可能性も十分にあります。そのため、国等が示すカスハラ対策の基礎的な内容等をもとに、被害防止に向けたポイントや、民生委員が被害を受けてしまった時の対応例をお伝えします。

被害防止に向けたポイント(例)

●「カスハラ」か否かを見極める

地域住民やその家族からクレームや要求を受けた際、その内容が①「意見、要望、提案等の内容は妥当性のある行為」か、もしくは、②「過度の批判、不満や理不尽な要求など社会通念上不当と考えられる行為」かを見極めることが大切です。しかし、仮に②と思われる行為に遭遇した場合、後述にもあるとおり、単独での判断はできる限り避けることをおすすめします。

被害を受けた時の対応(例)

●単独の判断や対応は避け相談する

上述の②の行為と思われる場合は、一度、議論を避けるなどし（行為の内容を正確に把握することにとどめ）、

反論等はせず、早々にその場から離れることを意識します。

その後、民児協会長をはじめ、民児協内で相談し、会長等を通じて、行政や社会福祉協議会等につなぐことがのぞましいと考えます。

また、適宜、定例会でカスハラ対策の留意点等を共有するとともに、カスハラ行為を行った該当の住民等への継続的な訪問を行う際は、たとえば、複数の委員や関係機関等との同行訪問などの対応を組織的に検討することが必要です。

ハラスメント根絶の要は「人権尊重の心得」

本号で本連載は最終回です。最後に、「ハラスメント」のない地域社会づくりに向けて必要な「人権尊重の心得」を2つお伝えします。

- ①人は皆「等しく尊厳をもった存在」であること（個人の尊厳）
- ②人は皆「一人ひとりが違う存在」であること（多様性の受容）

民鏡



坂本 津留代

神戸市民生委員児童委員協議会
会長・本紙編集委員

▼新しい年度が始まりました。今年は民生委員・児童委員（以下、民生委員）の一斉改選の年です。ここ数年「欠員」という言葉を頻繁に耳にしますが、いよいよ欠員の解消に向け大変な時期が近づいてまいります▼しかしこの時を逆に「チャンス」と捉え、各地域における会議等で民生委員の理解を広めるパンフレットを配り、役割や活動内容を周知し、また適任者と思われる方がいれば推薦につなげてみてはいかがでしょうか▼私たち一人ひとりが「自分ごと」として最前線で広報や理解促進の取り組みを行えば、きっとたくさんの方の地域関係者のなかに応援団が増えていくと思います。「民生委員とは何か」を何回言えるか、活動の現状を聞いてもらえるか。私も普段の活動場面の写真等を使って分かりやすく伝える工夫をこらし、地域の広報紙等への掲載もお願いいたします▼全国の民生委員が一緒の気持ちで頑張ることで、12月には、民生委員の皆さまの笑顔の花を咲かせましょう。

民生委員・児童委員の

ひろば 4 月号 2025 April

令和7年4月1日発行
(毎月1回1日発行)第862号
昭和31年5月18日
第三種郵便物承認

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／池上 実
●編集人／平井 庸元
●定 価／1部10円（購読料は会費に含む）

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧いただくためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内



全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

全民児連は、被災地民児協へのヒアリング等から確認できた課題をもとに、令和7年3月に「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」を作成しました。以下よりぜひご活用ください。

全民児連ホームページ▶民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ▶2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）

全民児連 で検索
互助共励 で検索

